

京都大学環境安全保健機構健康管理部門
京大ヘルスプロモーションライブラリ利用規則

2019年4月22日健康管理部門

2019年5月8日運用開始

第1条（目的）

本規則は、京都大学環境安全保健機構健康管理部門が、京都大学学生・教職員をはじめとした全ての人々、社会の健康増進を実現するため、京都大学ヘルシーキャンパス宣言※の内容に沿って設置された、健康を自ら「感じる」、健康について正しく「知る」、健康を通じていろいろな人や情報と「つながる」というコンセプトのもと、自身の健康と向き合い、健康増進を意識する健康増進施設：京大ヘルスプロモーションライブラリ（以下Kyoto University Health Promotion Library：KUHPL）の利用に関して定めるものである。

第2条（利用者の範囲）

KUHPLを利用可能な者は、京都大学の学生・教職員並びに、健康管理部門が認めた者とする。

第4条（利用期間及び利用時間）

KUHPLの利用期間・時間は、京都大学ヘルシーキャンパスのホームページ上で公開する。利用時間は、当分の間、月曜日から金曜日の各日10：00～17：00とする。

第5条（利用料金）

KUHPLの利用に際して発生する費用に関しては当分の間、無料とする。

第6条（禁止事項）

KUHPLへの食物の持ち込み、喫煙、危険物等の持ち込み、ゴミの投棄、騒音、振動、壁、床、備品への落書き、損傷および破壊等、暴力行為等の危険を生じさせる行為は禁止する。その他、KUHPの維持または保全のために必要な事項についても同様とする。

第8条（現状復帰）

KUHPLに損害を与えた場合には、利用者の責任と費用負担において、現状復帰するものとする。

第9条（遵守事項）

利用に際しては、「KUHPの利用者の方へ」及び社会通念上のルールを遵守すること。

遵守できない場合、または、健康管理部門の指示等に従わない場合には、利用を取り消す場合がある。

KUHPL内で発生した、事故、盗難等に関しては、健康管理部門は一切の責任を負わないものとする。

第10条（定めのない事項）

本規則に定めのない事項は、健康管理部門ヘルシーキャンパス運営委員会が決定する。

京都大学 ヘルシーキャンパス宣言

京都大学は、学生・教職員をはじめとした全ての人々、社会の健康増進を実現するため、以下の取り組みを進めます。

1. 健康に関する教育を進めると共に、大学の様々な活動に「健康」というコンセプトを取り入れます。
2. 「健康づくり」のラボ、知の拠点として研究を進めると共に、健康増進の新しい取り組みを実践します。
3. 対話を通じて「健康」を考え、大切にす文化を社会に発信し広げていきます。

2017年11月20日

京都大学 総長 山極 壽一